

令和6年度 事業計画書

令和6年度においては、引き続き、研究員の個別研究及び研究員が主宰する研究会方式の研究を実施するとともに、研究員を中心とした研究企画委員会を開催し、日本農業・農村の現状把握と国際的環境の変化を含めた基本的諸課題の解明に引き続き努める。また、講演会、若手研究者助成事業、表彰事業等を実施する。

I 公益目的事業

ア 農業及び農村に関する調査研究

1) 研究員による個別研究

(1) 世界食料需給中長期見通し再考

坪田 邦夫

2016年度に行ったレビューの時点では、主要国際機関等は中長期的な世界の食料需給について概ね楽観的な見通しを持っていた。主な根拠は、この数十年続いた主要国人口増加率の一貫した低下、栄養水準の改善による途上国需要の鈍化、そして、技術革新による農業生産性の向上である。そこでは、今後も世界の経済社会に大規模な混乱が起きず、グローバル化の下で世界経済や農業が一定の成長を続けることが前提であった。

しかし、それ以降、米中対立、新型コロナのパンデミック、ウクライナやガザでの大規模軍事衝突など、予想外の事態が相次いで起きた。また、地球温暖化や世界全体の高齢化の加速も顕著になりつつある。見通しの前提である持続可能性が揺らぎ始めていると断言している。こうした事態を受けて主要国際機関等が行っている前提や手法の見直しとその結果等を例にとり、本当に楽観的な見通しでいいのか検証を試みる。

(2) 農政の四半世紀を振り返る：学会からの発信を中心に

生源寺 眞一

食料・農業・農村基本法の施行から四半世紀が経過する。一昨年秋から基本法の見直しの検討が行われており、国会での審議も予定されている。基本法の見直しに多彩な議論があることは周知のとおりである。食料・農業・農村政策審議会においては、ロシアのウクライナ侵攻に象徴される内外の環境変化がクローズアップされた。変化にいかに対応するかが論点となった感がある。そのこともあって、基本法のもとで実施された政策について評価する観点からの吟味は希薄だったと言ってよい。この点を念頭に四半世紀の農政を振り返ってみたい。まずは『食料・農業・農村白書』の「〇〇年度において講じた食料・農業・農村施策」を中心に、具体的な政策展開を整理する。そのうえで関連学会の投稿論文やシンポジウムの講演録などに着目して、政策をめぐる評価を把握するとともに、学会が

果たしうる役割についても考察する。とくに基本法に明記された食料政策と農村政策の領域に力点を置くことにしたい。

(3) 中国食糧安全保障法の制定とその狙い

河原 昌一郎

長らく検討されてきた中国食糧安全保障法が昨年末（2023年12月29日）に全人代常務委員会で可決され、今年6月1日から施行されることとなった。

中国食糧は、かつては需給がほぼ均衡していたが、近年では毎年3500万トン以上輸入しており、食糧の安定供給に苦慮するようになっている。中国食糧の需給のひっ迫は、中国経済の推移とともに需給構造が変化したことに伴うものであり、決して一時的なものではない。こうした中で、中国政府はこの食糧安全保障法でどのような対策を講じようとしているのだろうか。そしてそれは有効に機能するのだろうか。

また、中国の食糧需給は世界の食糧需給に直接的な影響を及ぼすが、中国は食糧の国際市場の場でどのような役割を果たそうとしているのだろうか。内向な姿勢だけで済まされるのだろうか。

本稿では、上記の問題意識の下に、今回の食糧安全保障法の制定の背景、各種施策の特色と変化、同法の究極的な狙い等を分析、整理する。

(4) 生乳市場の変質と需給調整の課題

矢坂 雅充

日本の生乳市場は過剰基調と逼迫基調を数年間隔で繰り返し、酪農生産や乳業の市場構造の変化をもたらしてきた。1979年に酪農生産者団体による計画生産が始まり、その後、計画生産の拡充・強化とともに酪農経営への影響緩和や中期的な計画の導入になり、その仕組みはかなり複雑になり、有効性を失っていった。一方、生乳生産量の縮小、液状の牛乳乳製品の比率上昇によって、生乳需給調整のコントロールはいつそう困難になり、生乳市場の不安定性が高まっていった。

こうした短期的に過剰と逼迫を繰り返す生乳需給変動は依然としてなくなっていないが、大きく変質してきたといえよう。一つは、2010年以降顕著になった都府県を中心とした生乳生産の縮小、生乳不足基調の長期化のもとでのバター・脱脂粉乳市場の変質であり、二つは、生乳不足基調を前提とした生乳共販制度改革による計画生産の変質であろう。コロナ禍という突発的な生乳需要消失や輸入飼料などの価格高騰によって、生乳需給調整を混迷の度を深めた。従来バター・脱脂粉乳在庫による需給調整には限界が生じ、生乳生産の政策的な抑制に期待することも難しくなった。その結果、中長期的には国産チーズなどの生乳需要創出を軸に据えた調整システムを模索せざるを得なくなっている。

本稿では、こうした生乳需給調整システムの行き詰まりの過程を跡づけ、新たな需給調整のあり方の展望と課題を検討する。

(5) 森林政策における市町村の役割について

田 家 邦 明

我が国の森林政策の手段は、森林法に規定されている。現行森林法は、1951年に戦前の森林法の全面改正によって制定されているが、その際、GHQによってその柱であった森林計画の作成及び実行は国が行い、都道府県には委託が許容されたが、市町村には権限が与えられなかった。この点、農業政策と対照的である。

しかし、戦後造成された人工林が間伐時期を順次迎えるようになった昭和50年代の後半から、間伐の推進に当たって市町村の役割が期待され初めて権限が与えられた。それ以降、逐次権限が拡大されてきた。平成の終わりには、森林法とは別に、森林経営管理法が制定され、市町村が個々の森林に関与する仕組みが作られた。更に、この仕組みを前提として森林整備等に充てる財源として森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、市町村等へ譲与が開始されている。

このように市町村にこれまでにない行財政権限が与えられたことは、森林政策においてどのような役割と意義を持つのか、実際の市町村の活用事例を踏まえ、考える。

(6) 米市場の特性と価格形成

田 家 邦 明

米市場について、最近3回にわたり、戦前の自由取引時代と比較する方法によってその特性の分析を行ってきた（①戦前の自由取引（経済）時代における米穀商が流通機構の支配的地位にあって生産者はその外に置かれていた状況を改革する必要があることを提起された東畑精一・大川一司（1933）『米穀経済の研究』において、当時最先端の理論であった「独占的競争」理論を援用して目指されたものから視た現在の市場の評価（田家2020）、②戦前米穀商が支配的地位にあった流通機構を支えていたメカニズムを「需要独占」のツールを使って摘出し、それに基づく現在の流通過程との比較（田家2021）、③戦前と異なり消費者の段階まで産地品種銘柄によって米の「差別化」が行われているがそれが需要、供給、価格にもたらしている影響の分析（田家2022）を行った）。

今回の食料・農業・農村基本法の見直しの視点の一つとして、持続的な生産を可能にする「適正な価格形成の実現」が課題となっており、これまでの検討を踏まえ産業組織論における価格問題の分析ツールを活用し、米の価格形成に焦点を当て改めて米市場の特性を考える。

(7) わが国近世までの牛馬飼養の歴史 下

岩 元 明 久

前年度までに、近世までのわが国の食肉・乳酪の歴史をたどるとともに、中世後期までの役畜としての牛馬利用の歴史をたどってきた。本年度は、引き続き近世までの役畜としての牛馬利用の歴史をたどる。その中で、農業・農村という二次的自然の形成に、牛馬に代表される家畜がどのように関わってきたかを考察することをめざす。このことにより、

現在の農業・農村の現状の中、地域の農業経営の主体になってきた周年雇用型法人経営が、地域資源の持続的利用等の観点から、耕畜連携に取り組む現代的意義を探究する。

2) 研究会方式及び研究企画委員会方式による研究

(1) アジア食料農業政策研究会

主査 坪田 邦夫

これまでの検討も踏まえ、OECDのPSE指標を利用して、中国、インド、ASEAN諸国の農政の変容を分析し、研究会全体の取りまとめとする。成果は、『農業研究』に報告として掲載する。

(2) 農業・農村の諸課題に関する研究企画委員会

当研究企画委員会は、農業・農村の諸課題について、興味深い論文を発表した研究者等を招聘し、報告を聴取し意見交換を行うとともに、その者の了解を得て関係資料等についてホームページに掲載し関係者に対して情報公開する。

3) 農業及び農村地域の動向に関する調査研究

引き続き、地域農業及び農村の動向に関する調査研究の充実を図るため、地域等において調査に従事する若手研究者を客員研究員に委嘱する。

(1) 東日本大震災津波被災地域における営農継続に関する課題

森田 明

6年度研究として、5年度に調査未了となってしまった東日本大震災の被災地で大規模化を図っている経営体の経営のあり方等、とくに大規模化、大型施設・機械など震災復興後に完了したとみなされていることの現在を課題としたい。また現下の環境下の農業経営に加えて、被災地特有の問題点（特に農地の所有権）なども残存している。また、震災後10年以上も経過し経営の高齢化・後継者の問題も真剣に向き合うべき時期となっている。この点についても調査を行う。調査は対面でのヒアリング調査で行う。

対象地域は、井土生産組合など仙台東部地区に展開する農業法人、山元町などのいちご団地、また、可能なら新たな調査地として東松島市や名取市の法人経営の調査を行いたい。震災後定期的に取材している福島県の農家についても可能であればまとめることとしたい。

また、こうした復興によって作られた農業経営体の後にも新たな経営体が生まれており、そうした点も調査・報告したい。

(2) 中山間地域の集落営農法人の現状と展望—定点観測2-3—

山 浦 陽 一

中山間地域の経済、社会の将来を展望する上で、参考となる事例の定点観測を行うことが、『農業研究』において筆者に与えられた課題である。毎年ひとつのテーマに絞り、大分県をフィールドに、特徴的な事例を検討する。2013年度から開始し、5つのテーマについてそれぞれ5年おきに取り上げており、2023年度からは3周目に入っている。

2024年度は、2019年度、2014年度に取り上げた3つの集落営農法人のその後を追う。2007年の品目横断的経営安定対策を契機に中山間地域においても集落営農法人の設立が進んだ。2014年度時点では、設立から5年程度が経過し、経営が落ち着いてきたタイミングでの分析だった。2019年度はそれから5年経ち、若手の参画、園芸への挑戦、外部の担い手との連携などの試行錯誤が確認されたが、役員の顔ぶれはほとんど変わっておらず、組織の持続性が課題となっていた。

今年度は、その後の3組織の動向、特に労働力、役員の構成や集落との関係などを検討する。またそもそも組織が継続しているのか、仮に解散、休眠している場合、農地や労働力はどうなったのかについても注目して調査、検討を進める。以上を踏まえ、現時点での中山間地域の水田の担い手としての集落営農の位置づけについて整理する。

(3) 離島の第一次産業経営と移住定住政策に関する研究

小 澤 卓

本研究は、離島の第一次産業の歴史的経緯を踏まえ、事例調査を通じて島の経営体を取り巻く状況を把握し、経済学的な視点から地域の持続的な発展に寄与する実証的に研究をおこなうことを目的としている。

令和5年度は、農業後継者対策として、離島自治体に所在する農業研修機関の動向とその課題について調査した。令和6年度は、事例研究として東京都八丈町（八丈島）の花弁栽培、園芸農家から構成される後継者グループ、八丈島農業振興青年研究会へのヒアリングをおこない、経営体の生産状況や所得形成、生産コストの状況等をふまえた経営分析を行う予定である。加えて、離島のなかで農業就業者の多い鹿児島県種子島の次世代の担い手育成と、後継者育成機関の取り組み事例を収集し、地域での農業承継に必要な施策、自治体の政策課題に対して検討を深めたい。

4) 実験農場における調査研究

実験農場においては、令和3年度から開始した黒毛和牛の繁殖雌牛の飼育及び子牛生産並びに露地野菜（キャベツ等）の生産を行う複合経営に関する成立条件の実証調査研究の定量的定性的データの本格的な収集・分析を引き続き行う。

イ 農業及び農村に関する調査研究の成果の普及

1) 研究員による個別研究成果の公表

上記のアー1) で得られた研究員による個別研究成果について、論文や報告にとりまとめ本所研究報告『農業研究』（年刊）に掲載のうえ、関係者に配付するとともにホームページで公表する。

2) 研究企画委員会の公表

上記アー2) - (3)での資料等については、報告者の了解を得て、ホームページに公表する。

3) 講演会の開催及び講演会報告の公表

農業及び農村が直面する様々な問題について、そのテーマに応じ研究実績や知見を有する研究者、現場で課題解決に取り組み成果を上げている農業者等を講師に招き講演会を、3～4回程度開催する。講演会の記録については、印刷のうえ関係者に配付するとともにホームページで公表する。

ウ 農業及び農村に関する調査研究の助成

人文・社会科学系若手研究者助成事業

農業及び農村分野に関する人文・社会科学系の若手研究者を育成することを目的として、それらの者の研究活動に要する経費に充てるため、人文・社会科学系若手研究者助成事業を実施する。令和6年度の助成対象者については、公募し、令和5年11月30日を締切期限として募集を行ったところ、6件の応募があり、当研究所の研究員等から成る選考委員会の選考を経て、3名（敬称略、五十音順）に対し助成を行うこととした。

(助成対象者)

大井 匠（23歳）宇都宮大学大学院地域創生科学研究科博士課程

地域条件に合わせた集落営農の変貌 ～非農家との関係強化に注目して～

岡久 花衣（24歳）神戸大学大学院農学研究科博士課程前期課程

ローカルフードコミュニティによる地域食継承システムの解明

椋田瑛梨佳（28歳）（国研）農業・食品産業技術総合研究機構中日本農業研究センター任期付研究員

有機栽培経営におけるウェルビーイング（Well-being）経営の実現に向けた実証的研究

エ 農業及び農村に関する研究者の表彰

農業に関する学術研究上顕著な業績を挙げ、斯学の発展に多大の貢献をなした者を表彰するため、日本農業研究所賞（隔年3件以内、賞金1件100万円）を授与している。農業に関する学会、大学、国立研究機関等、都道府県試験場、農業関係組織・民間研究機関等、個人の概ね430件に対し候補者の推薦を依頼し、推薦があった者について、外部委員から成る選考委員会において書類選考を経て、推薦人等からの業績の聴取等を行い、3名（件）以内を決定しており、その選考経過については、ホームページ等において公開している。

本年度は、定款および表彰規程に定めるところにより、昨年度に決定した第31回（令和5年度）受賞者の表彰式を令和6年5月10日に行う。

Ⅱ 収 益 事 業

日本農業研究会館等の当研究所で使用していない部屋を、公益法人等8団体に貸し付ける。